

特定施設の設置等の手続きに係る要領

1 目的

この要領は、北海道循環型社会形成の推進に関する条例(平成 23 年北海道条例第 35 号。以下「条例」という。)第 6 章及び北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則(平成 28 年北海道規則第 19 号。以下「規則」という。)第 9 条から第 13 条までの規定による廃棄物処理施設の設置等に係る具体的な手続き等を定めることにより、地域の生活環境の保全等に配慮した廃棄物処理施設の設置等を図ることを目的とする。

2 特定施設設置等予定者の責務(条例第 36 条関係)

(1) 対象とする施設

この要領の対象とする施設は、下表に掲げる施設(以下「特定施設」という。)とする。

【対象施設】

種類	根拠法令
①産業廃棄物の最終処分場	令第 7 条第 14 号
②産業廃棄物の焼却施設	令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号、第 12 号及び第 13 号の 2
③有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	令第 7 条第 9 号
④水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	令第 7 条第 10 号
⑤廃水銀等の硫化施設	令第 7 条第 10 号の 2
⑥汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	令第 7 条第 11 号
⑦廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	令第 7 条第 11 号の 2
⑧廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	令第 7 条第 12 号の 2
⑨ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	令第 7 条第 13 号

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「施行令」という。)

(2) 対象とする者

この要領の対象とする者は、(1)の特定施設を設置又は変更(以下「設置等」という。)しようとする者であって、次に掲げる者を除くもの(以下「特定施設設置等予定者」という。)とする。

ア 国

イ 道

ウ 市町村

エ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 2 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者によって選定された同条第 5 項に規定する選定事業者

オ 環境大臣の再生利用認定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第 137 号。以下「法」という。)第 15 条の 4 の 2 第 1 項)を受けた者

カ 環境大臣の無害化処理認定(法第 15 条の 4 の 4 第 1 項)を受けた者

(3) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響への配慮

特定施設設置等予定者は、特定施設の設置等に関して、法第 15 条第 3 項に規定する生活環境影響調査を行い、当該調査結果に基づき、周辺地域に適切な配慮を行うものとする。

(4) 立地上配慮すべき事項

規則第 12 条の規定による立地上配慮すべき事項は、次のとおりであり、これらに適合した事業計画とする必要がある。

ア 水道の水源となる原水に影響を与えるおそれがないこと。

特定施設の下流域又は周辺地域に水道法第 3 条第 2 項に規定する水道事業又は同条第 4 項に規定する水道用水供給事業の用に供する水道又は同条第 6 項に規定する専用水道の水源(以下「水道水源」という。)がある場合は、その原水に影響を与えるおそれがないこと。

なお、上記の水道法に規定される水道だけではなく、飲料水を供給する施設や地下水を飲用等に供している住宅等にも十分配慮すること。

イ 次の(ア)から(ス)に掲げる施設(以下「文教施設等」という。)及び住宅地(都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。以下同じ。)から 500 メートル以上離れているところを選定すること。

ここで 500 メートル以上離れているとは、特定施設の種類ごとに、規則第 13 条の規定に準じ、産業廃棄物の最終処分場にあつては開口部の端から、最終処分場以外の特定施設にあつては主要な施設(法の技術上の基準が適用される施設)からの水平距離が 500 メートル以上あることをいう。

(ア) 学校教育法第 1 条に規定する学校

(イ) 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館

(ウ) 博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県の教育委員会が指定したもの

(エ) 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所

(オ) 生活保護法第 38 条第 1 項に規定する保護施設

(カ) 老人福祉法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設(同法第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センターを除く。)

(キ) 身体障害者福祉法第 31 条に規定する身体障害者福祉センター

(ク) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設、同条第 27 項に規定する地域活動支援センター及び同条第 28 項に規定する福祉ホーム

(ケ) 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設

(コ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 38 条に規定する母子・父子福祉施設

(サ) 売春防止法第 36 条に規定する婦人保護施設

(シ) 介護保険法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設

(ス) (ア) から(シ) までに掲げるもののほか、社会福祉事業の用に供する施設として知事が認めた施設

ウ イに規定する住宅地以外の場所に所在する居住者のある住宅から 500 メートル以上離れていること。ただし、当該特定施設から 500 メートルの範囲内にある住宅ごとに、その住宅に居住する代表者(以下「周辺住居代表者」という。)から当該特定施設の設置等

に関する合意が得られている場合は、この限りでない。

この 500 メートルの範囲については、イと同様である。

- エ 産業廃棄物の最終処分場にあつては、埋立面積おおむね 2 万平方メートル以下又はおおむね 10 年以内に埋立終了できる規模とすること。

(5) 周辺住民の理解を得るための措置

周辺住民とは、規則第 13 条に規定する産業廃棄物の最終処分場の開口部の端等から 500 メートルの範囲に居住する者をいい、特定施設設置等予定者は、周辺住民及び地域住民(周辺住民を含み、特定施設の周縁の地域に居住する住民をいう。)の理解を得るため、計画段階(事業計画書を知事に提出する前)で説明会又は面談等により、事業計画の説明等を十分に行うものとする。

3 事業計画書の作成について

特定施設設置等予定者は、次により条例第 37 条第 1 項の規定による事業計画書を作成し、知事に提出するものとする。

(1) 事業計画書作成の時期

特定施設設置等予定者は、法に基づく許可申請の前に、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例に基づく事業計画書作成の手引き」を参考として、当該特定施設の設置又は変更に係る事業計画書を作成し、関係書類を添えて、知事に提出するものとする(中間処理施設については手引きの焼却施設編を、最終処分場については安定型最終処分場編又は管理型最終処分場編を参考とすること)。

なお、特定施設設置等予定者は、4の(10)の意見又は4の(11)の通知を勘案し、必要な措置を講じた後に法に基づく許可申請を行うものとする。

(2) 事業計画書作成に係る留意事項

ア 周辺地域における生活環境の保全に関する事項

当該特定施設の設置等が周辺地域の生活環境に及ぼす影響を生活環境影響調査書により明らかにし、周辺生活環境の保全のために講じる措置等を記載すること。

また、周辺住民や関係市町村長等から、生活環境保全上の意見がある場合については、できる限りその意見を反映させること。

イ 立地上配慮する事項

(ア) 水道水源等への配慮

特定施設の下流域又は周辺地域に水道水源がある場合は、水道の名称及び取水口までの距離を示した上で、原水に影響を与えるおそれがないことを科学的、具体的に示すこと。

また、特定施設周辺の地下水及び湧水の利用状況についても、現況と予測される影響に対する配慮事項について具体的に示すこと。

これらについては、特定施設を含む地図上に水道水源等の場所を記載し、その位置関係を示すこと。

(イ) 文教施設等の状況

特定施設と文教施設等との位置関係を説明するとともに、500 メートル以上離れていることを明らかにするため、特定施設を含む地図上に文教施設等の場所を記載し、上記 500 メートルの範囲を示すこと。

(ウ) 住宅地の状況

特定施設と住宅地との位置関係を説明するとともに、500 メートル以上離れてい

ることを明らかにするため、特定施設を含む地図上に都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域及び用途地域を記載し、上記 500 メートルの範囲を示すこと。

(エ) 住宅の状況

特定施設と住宅との位置関係を説明するとともに、500メートル以上離れていることを明らかにするため、特定施設を含む地図上に当該住宅の場所を記載し、上記 500 メートルの範囲を示すこと。

なお、500 メートル以内に住宅がある場合は、当該住宅の代表者(周辺住居代表者)の合意が得られていることを示すこと。

この場合、周辺住居代表者の同意書その他合意を得ていることを証する書類などにより事実を確認できることが必要であり、書類を例示すれば次のようなものが考えられる(住民説明会に周辺住居代表者全員が参加できなかった場合には、不参加者からは同意書を得て a と c を事業計画書に添付するなど、これらを組み合わせても良い)。

a 周辺住居代表者の同意書の写し

b 周辺住民・町内会との生活環境の保全に関する協定書の写し(周辺住居代表者の合意を得ていることが明示されたものに限る。)

c 住民説明会の議事録の写し(出席者名簿を含むこと。なお、周辺住居代表者が参加した説明会の議事録であって、合意を得ていることが明示されているとともに、周辺住居代表者全員が署名したもの、又は、参加者の代表者が議事録に代表署名することについて参加者の合意を得た上で署名したものに限る。)

なお、(ア)から(エ)の地図については、特定施設とこれらの施設等の位置関係等が不明確にならない限り、1 枚の地図を使用することを妨げないこと。

(オ) 産業廃棄物の最終処分場の規模

産業廃棄物の最終処分場にあつては、埋立面積を 2 万平方メートル以下とするよう配慮し、2 万平方メートルを超える場合は、過去の処理実績や営業計画等をもとに、概ね 10 年以内で埋立終了できる規模であることを示すこと。

ウ 周辺住民の理解を得るために講ずる措置

住民説明会の開催など、周辺住民及び地域住民の理解を得るために講じた又は講ずる措置及びその結果について記載すること。

エ その他

遮断型処分場にあつては、排出元、排出量(処理見込み量)、性状(有害性)などの処分計画を明らかにするとともに、処分予定量の約 1/2 以上を排出事業者から確保するなど、確実かつ具体的な事業計画があること。

4 事業計画書の提出及び手続きについて

- (1) 特定施設設置等予定者は、事業計画書を提出する前に知事(当該特定施設を設置しようとする場所を所管する総合振興局又は振興局保健環境部環境生活課。(以下「振興局等」という。))に事業計画書(案)を1部提出し事前の相談を行うものとする。
- (2) 特定施設設置等予定者は、(1)による知事(振興局等)との事前相談後、知事への提出部数 2 部に、特定施設を設置しようとする市町村、当該特定施設が市町村境界に近接している市町村、及び特定施設の下流域であつて水道水源があり、相当程度の生活環境への影響が生ずるおそれのある市町村(以下「関係市町村」という。)の数を加えた部数の事業計

画書(添付書類がある場合は、当該添付書類を含む。以下同じ。)を、知事(環境生活部環境局循環型社会推進課。(以下「環生部」という。))に提出するものとする。

なお、特定施設設置等予定者が処理業者であり、その当該処理業者の台帳を特定施設を設置しようとする振興局等以外の振興局等が所管している場合は、上記の事業計画書に1部を加えて提出するものとする。

また、関係市町村に該当するかどうかは、近接の状況、生活環境の状況などにより判断するものとする。

- (3) 事業計画書を受理した場合、知事(振興局等)は当該事業計画書を関係市町村長に送付し、生活環境保全上の意見及び事業計画書に記載されている特定施設設置等予定者との協議経過の確認を行うものとする。
- (4) 関係市町村長は、事業計画書の内容に関し、生活環境の保全上の意見がある場合は、知事に意見を述べるができるものとする。この場合、関係市町村長は事業計画書の送付があった日から起算して21日以内に、意見書及び特定施設設置等予定者との協議状況を記載した書類を知事(振興局等)に提出するものとする。
- (5) 知事(環生部)は、提出された事業計画書の内容に不備がある場合、特定施設が法の技術上の基準に適合していないと認められる等の場合は、特定施設設置等予定者に事業計画書の内容を確認するものとする。

この場合、知事(振興局等)は事業計画書の内容を確認した旨、関係市町村長に通知するものとする。

- (6) 特定施設設置等予定者は、(5)の内容の確認があった場合、回答書及び必要に応じ修正した事業計画書について(2)に規定する部数を知事(環生部)に提出するものとする。知事(振興局等)は、修正後の事業計画書について、(3)の規定に準じ関係市町村長に送付するものとする。
- (7) (5)の場合であって、知事(環生部)からの内容確認後、1年を経過しても回答がなされない場合、知事(環生部)は、特定施設設置等予定者に対し、今後の回答の見込み及び事業計画継続の意志等について文書で照会するものとする。
- (8) (7)の照会に対し、特定施設設置等予定者が、正当な理由なく回答しない場合又は意思を表示しない場合、知事(環生部)は、提出されている事業計画書について次号以下の手続きを進めるものとする。
- (9) 事業計画書(修正が行われた場合は、修正後の事業計画書。以下同じ。)が条例第36条に規定する事項に十分に配慮していると認められる場合、知事は特定施設設置等予定者に対し、その旨通知するものとする。また、知事(振興局等)は、その旨を関係市町村長に通知するものとする。
- (10) 事業計画書が条例第36条に規定する事項への配慮が十分になされていないと認められる場合、知事は条例第37条第2項の規定に基づき、特定施設設置等予定者に対し、書面により意見を述べるものとする。また、知事(振興局等)は、その旨を関係市町村長に通知するものとする。
- (11) (9)又は(10)の場合であって、関係市町村長から生活環境保全上の意見が述べられている場合は、知事(環生部)は、(10)の規定により意見として述べた場合を除き、これを特定施設設置等予定者に通知するものとする。

また、特定施設設置等予定者は、事業計画書の修正等により配慮した場合を除き、関係市町村長の意見に配慮するものとする。

- (12) (9)の通知又は(10)の意見が述べられていない場合であって、特定施設設置等予定者が、

当該事業計画書に係る特定施設の設置等を中止又は当分の間休止する場合は、その旨を知事(環生部)に文書で報告するものとする。

この場合、知事(環生部)は、原則として事業計画書を特定施設設置等予定者に返戻するものとする。

5 環境保全に関する協定の締結について

- (1) 特定施設設置等予定者は、関係市町村に対し、十分に事業計画の説明等を行い、関係市町村長から生活環境保全上の意見等がある場合には、それをできる限り事業計画に反映するよう努めるとともに、関係市町村長、周辺住民(以下「関係市町村等」という。)から生活環境の保全に関する協定の締結の要請等がある場合は、条例第 38 条の規定により、これに応ずるよう努めなければならない。
- (2) 特定施設設置等予定者は、事業計画書の提出後、4の(9)の通知又は4の(10)の意見が述べられるまでの間に、関係市町村等と協定を締結しようとする場合であって、条例第 38 条第 2 項の規定に基づき知事が協定の内容について助言を行った場合は、必要に応じ、当該助言内容を勘案して協定又は事業計画書の補正を行うものとする。
- (3) 特定施設設置等予定者は、事業計画書の提出後、4の(9)の通知又は4の(10)の意見が述べられるまでの間に、関係市町村長等と環境保全に関する協定を締結した場合は、当該協定書の写しを添付のうえ、知事(環生部)にその旨を報告するものとする。

附則

- (1) この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
- (2) この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- (3) この要領は、令和 2 年 11 月 11 日から施行する。